特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	市県民税賦課事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、市県民税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市県民税賦課業務
②事務の概要	住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収並びに地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務（業務）で取り扱う。 【課税準備事務】 ①住民税申告が必要な者に対し、住民税申告書の作成及び提出依頼を発送する。 【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付（紙、電子媒体及びeLTAX） 　特別徴収事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付（電子の場合はサービス検索・電子申請機能から受領）及び確定申告書の受領（国税連携）（紙及び国税連携電子データ） 　個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付（紙及びeLTAX） 　年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 　本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 ⑤寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受領（紙及びeLTAX） 　寄附金を受領した地方団体が通知した申告特例通知書（いわゆるワンストップ特例通知書）を受領する。 【当初賦課決定事務】 　課税資料として受付けた個人ごとの複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①納税通知書の作成 　賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 【賦課更正事務】 　賦課決定通知後に市町村による調査事項、税務署からの修正申告書、更正決議書等により、賦課決定通知内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 　更正を行った後に、特別徴収事業所、本人等に更正決定した賦課内容を通知する。 【調査事務】 ①扶養調査 　扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合は修正する。 ②294－3通知 　住登外課税者について、住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う。 ③税務署通知 　市町村が行った調査内容で賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。
③システムの名称	・住民税システム ・eLTAXシステム ・国税連携システム ・確定申告支援システム ・課税資料検索システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名（連携）システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能（マイナポータル申請管理）

2．特定個人情報ファイル名
市県民税賦課特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という）第2条の表 【情報提供の根拠】 命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会の根拠】 命令第2条の表　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項（48の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南砺市役所総務課総務係　情報公開・個人情報保護担当

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒939-1692　富山県南砺市荒木1550番地　　TEL：0763-23-2003　　FAX：0763-52-6340

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1．提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　　基礎項目評価書　　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3．特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6．情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　　十分である　　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこととし、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して、手作業が介在しする場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載のある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄	

9. 監査			
実施の有無	[ ] 自己点検	[O] 内部監査	[ ] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人事異動の際に、不正なログイン等がないよう権限を徹底している。 ・開庁時間外は施錠できる個所に書類等を保管し、物理的に特定個人情報の不正取得ができないように運用している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	鳥越　知証	税務課長　梅原　学	事後	
平成28年10月17日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（16の項）	・番号法第9条第1項　別表第一（16の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
平成28年10月17日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] （1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項） [別表第二における情報照会の根拠] （27の項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令]1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117及び120の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3 ※29、34、35、39、40、48、58、59、71、84、91、101、115及び117の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令]27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成29年4月1日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　梅原　学	税務課長　沖田　澄夫	事後	
平成30年6月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令]1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117及び120の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3 ※29、34、35、39、40、48、58、59、71、84、91、101、115及び117の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令]27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117及び120の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3 ※29、71、115及び117の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年7月1日	Ⅰ　関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596　富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003　　FAX:0763-22-1114	〒939-1692　富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003　FAX0763-52-6340	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月25日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の概要	【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付（紙、電子媒体及びeLTAX） 　特別徴収事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領（国税連携）（紙及び国税連携電子データ） 　個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付（紙及びeLTAX） 　年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 　本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。	【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付（紙、電子媒体及びeLTAX） 　特別徴収事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領（国税連携）（紙及び国税連携電子データ） 　個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付（紙及びeLTAX） 　年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 　本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 ⑤寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受領（紙及びeLTAX） 　寄附金を受領した地方団体が通知した申告特例通知書（いわゆるワンストップ特例通知書）を受領する。	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ～記載省略～	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ～記載省略～	事前	
令和5年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年8月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年9月27日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一（16の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項　別表24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和6年9月27日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 [別表第二における情報提供の根拠及び主務省令] 　1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117及び120の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3 ※29、71、115及び117の項に係る主務省令は未制定 [別表第二における情報照会の根拠及び主務省令] 　27の項／行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 （令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という）第2条の表 【情報提供の根拠】 命令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、 59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、10 6、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、 151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、17 1、172、173の項 【情報照会の根拠】 　命令第2条の表　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他 の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関す る法律（平成31年法律第3号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる 項（48の項）	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月11日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付（紙、電子媒体及びeLTAX） 　特別徴収事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領（国税連携）（紙及び国税連携電子データ） 　個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付（紙及びeLTAX） 　年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 　本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 ⑤寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受領（紙及びeLTAX） 　寄附金を受領した地方団体が通知した申告特例通知書（いわゆるワンストップ特例通知書）を受領する。	【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付（紙、電子媒体及びeLTAX） 　特別徴収事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 ②住民税申告書の受付（電子の場合はサービス検索・電子申請機能から受領）及び確定申告書の受領（国税連携）（紙及び国税連携電子データ） 　個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 ③公的年金支払報告書の受付（紙及びeLTAX） 　年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 ④他市町村への資料回送 　本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。 ⑤寄附金税額控除に係る申告特例通知書の受領（紙及びeLTAX） 　寄附金を受領した地方団体が通知した申告特例通知書（いわゆるワンストップ特例通知書）を受領する。	事前	
令和7年9月11日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・住民税システム ・eLTAXシステム ・国税連携システム ・確定申告支援システム ・課税資料検索システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名（連携）システム ・中間サーバー	・住民税システム ・eLTAXシステム ・国税連携システム ・確定申告支援システム ・課税資料検索システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名（連携）システム ・中間サーバー ・サービス検索・電子申請機能（マイナポータル申請管理）	事前	
令和7年9月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年9月11日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年8月29日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加